

青森県報

第四千四百四号

平成二十八年
二月一日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………
 保安林皆伐許容面積の限度……………
 公 告……………
 建設業者の許可の取消し……………
 右 同……………

(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
 (障 害 福 祉 課) …… 一
 (同) …… 一
 (林 政 課) …… 二
 (東 青 地 域 民 局) …… 四
 (西 北 地 域 民 局) …… 四

告 示

青森県告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平 成 二 八 年 二 月 一 日
らぼーる株式会社	むつ市緑町一六の二八	居宅介護支援事業所看護むつ	むつ市緑町一六の二八	

青森県告示第六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
アイセイ薬局五所川原店	五所川原市川端町一の一三	平 成 二 八 年 二 月 一 日
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二パピーコーポ五号室	二 八 年 二 月 一 日

青森県告示第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日

しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二	平成 二六・三・一
メガ調剤薬局東青森店	青森市東造道三丁目四の一	
いちい薬局五所川原芭蕉店	五所川原市芭蕉一五の二三	

青森県告示第六十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十八年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川〜笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・八四
岩木川下流	"	四九六・一六
岩木川上流	"	一、一〇八・九七
平川	"	五五三・六八
浅瀬石川	"	七〇六・九六
今別川〜蟹田川	"	一、〇三三・一八
青森地区	"	八一六・九六
下北東部	"	一、三〇〇・六〇
下北西部	"	九九一・七六

上北地区	"	一五一・五八
七戸川	"	六四一・二九
奥入瀬川	"	六一〇・〇八
馬淵川下流	"	一、〇二〇・二一
新井田川	"	一五五・七五
中村川〜笹内川	土砂流出防備保安林	一四二・二四
岩木川下流	"	二八八・一四
岩木川上流	"	一〇・七〇
平川	"	四一・〇〇
浅瀬石川	"	八九・四五
今別川〜蟹田川	"	一九・二四
青森地区	"	一七四・四二
下北東部	"	一四七・五六
下北西部	"	二四・三二
上北地区	"	一〇〇・四〇
七戸川	"	〇・七二
奥入瀬川	"	九〇・七八

五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流
"	"	"	防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"
一五・一六	二二八・九六	二・八四	三・八六	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二二・四〇	九・七〇	六・一六	〇・三〇	〇・二二	一五・六六	五・七六	一・六二	〇・八八	八〇・一六

東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町
"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇六・〇六	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇六	四・三〇	〇・六八	〇・九六	〇・六六	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・二六	〇・〇二	三・二八

むつ市	"	三〇・〇二
下北郡大間町	"	三・六〇
上北郡野辺地町	"	〇・九八
上北郡六ヶ所村	"	四八・二八
上北郡東北町	"	〇・三八
上北郡七戸町	"	二・九四
十和田市	"	一・六七
三沢市	"	三・二六
八戸市	"	一・〇〇
三戸郡階上町	"	三・七四
三戸郡三戸町	"	九・三二
三戸郡南部町	"	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五九・二〇
南部地区	"	九八・四〇

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年二月一日
青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ジャックシステム株式会社
- 二 代表者の氏名 中野 智崇
- 三 主たる営業所の所在地 青森市松森一丁目七の三四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一〇〇五四九号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三英会
- 二 代表者の氏名 佐藤 久子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二〇六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四〇〇二九二号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十八年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭